地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案

新旧対照条文 (抄)

 \bigcirc

市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)

(抄)

 \bigcirc

3

改正後	改正前
第百三十二条 (略)	第百三十二条 (略)
(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)	(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)
第百七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定 は	第百七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定
める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等	める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等
(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に	(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に
応じ、当該各号に定める額とする。	応じ、当該各号に定める額とする。
一 地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう	一 地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう
。以下この項及び次項各号において同じ。)以外の普通地方公共団体	。以下この項及び次項各号において同じ。)以外の普通地方公共団体
の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項	の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項
の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団体の長	の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団体の長
等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む	等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む
会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百	会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百
三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項	三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項
の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、	の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又
在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの	は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の
手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令	一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法によ
で定める方法により算定される額(次項第一号において「普通地方公	り算定される額(次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基

を乗じて得た額 以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数 共団体の長等の基準給与年額」という。)に、 次に掲げる地方警務官

(略)

号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる 当する額として総務省令で定める方法により算定される額 勤手当、 となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され 地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 いる場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相 法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、 又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年 地方警務官 単身赴任手当、 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因 在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されて 住居手当、 (次項第二 通

· 口 (略

2 \ 4

(略)

準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公 共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ〜ニ (略)

警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分 務省令で定める方法により算定される額 勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、こ 法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、 又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律 となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 れらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因 (次項第二号において「地方 (昭和二十五年 住居手当、 通

イ・ロ (略)

2 \ 4 (略)

改正案	現行
(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)	(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)
第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三	第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三
条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条(条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条(
第一項第一号に係る部分を除く。)、第百五十四条から第百五十八条ま	第一項第一号に係る部分を除く。)、第百五十四条から第百五十八条ま
で、第百五十八条の二(第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を	で、第百五十八条の二(第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を
除く。)、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条	除く。)、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条
の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八	の八まで、第百六十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八
条の六、第百六十八条の七第一項及び第三項、第百六十九条から第百六	条の六、第百六十八条の七第一項及び第三項、第百六十九条から第百六
十九条の七まで、第百七十条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第	十九条の七まで、第百七十条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第
一項及び第二項前段、第百七十一条から第百七十一条の六まで、第百七	一項及び第二項前段、第百七十一条から第百七十一条の六まで、第百七
十一条の七第一項及び第二項並びに第百七十二条から第百七十三条の三	十一条の七第一項及び第二項並びに第百七十二条から第百七十三条の三
までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において	までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において
、これらの規定(同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百	、これらの規定(同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百
七十三条の三の規定を除く。)中「普通地方公共団体」とあるのは、「	七十三条の三の規定を除く。)中「普通地方公共団体」とあるのは、「
合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同	合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え	表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。	るものとする。

第百七十三条第一

次の

合併特例区又は合併市

第百七十三条第一

次の

合併特例区又は合併市

(略)

略)

(略)

(略)

(略)

(略)

0

項

年度において在職中に 養手当、住居手当、 の規定による給与(扶 第一項若しくは第二項 条の二第一項若しくは 支給され、又は支給さ 害賠償責任」という。 賠償する責任(第三項 町村から同項の損害を 務省令で定める方法に に相当する額として総 らの手当を除く。)の ている場合には、これ 寒冷地手当が支給され 勤手当、単身赴任手当 第四項又は第二百四条 れるべき同法第二百三 を行つた日を含む会計 合併特例区の長等の損 及び第四項において「 会計年度当たりの額 の原因となつた行為 在宅勤務等手当又は 通

項

賠償する責任(第三項町村から同項の損害を

合併特例区の長等の損及び第四項において「

養手当、住居手当、通 条の二第一項若しくは れるべき同法第二百三 支給され、又は支給さ 年度において在職中に 害賠償責任」という。 法により算定される額 の額に相当する額とし されている場合には、 又は寒冷地手当が支給 勤手当、単身赴任手当 の規定による給与(扶 第一項若しくは第二項 第四項又は第二百四条 を行つた日を含む会計 て総務省令で定める方 これらの手当を除く。)の原因となつた行為 の一会計年度当たり

			項第一号	第百七十三条第一																
体の長等 普通地方公共団以外の普通地方公共団	。以下この項及び次項	する地方警務官をいう	五十六条第一項に規定	地方警務官(警察法第		(略)		(略)		(略)					(略)					
				(略)		(略)		(略)		(略)					(略)	0	額」という。)に、次	区の長等の基準給与年	項において「合併特例	より算定される額(次
			項第一号	第百七十三条第一																
体の長等 普通地方公共団以外の普通地方公共団	。以下この項及び次項	する地方警務官をいう	五十六条第一項に規定	地方警務官(警察法第		当該各号に定める	等」	普通地方公共団体の長	等(普通地方公共団体の長					同項					
				合併特例区の長 二	を乗じて得た	それぞれ次に定める数		合併特例区の長等」		合併特例区の長等(の二第一項	自治法第二百四十三条	において準用する地方	関する法律第四十七条	市町村の合併の特例に		次の	与年額」という。) に	特例区の長等の基準給	(次項において「合併

単身赴任手当、在宅勤 いて在職中に支給され 体の長等の損害賠償責 いて「普通地方公共団 第二百四十三条の二第 共団体から地方自治法 度当たりの額に相当す を除く。)の一会計年 合には、これらの手当 当が支給されている場 務等手当又は寒冷地手 住居手当、通勤手当、 よる給与(扶養手当、 しくは第二項の規定に は第二百四条第一項若 同法第二百三条の二第 日を含む会計年度にお となった行為を行った 任」という。)の原因 責任(以下この条にお 一項の損害を賠償する 一項若しくは第四項又 又は支給されるべき

、又は支給されるべき いて在職中に支給され 共団体から地方自治法 当する額として総務省 計年度当たりの額に相 手当を除く。) の一会 る場合には、これらの 地手当が支給されてい 単身赴任手当又は寒冷 は第二百四条第一項若 同法第二百三条の二第 日を含む会計年度にお となった行為を行った 任」という。) の原因 体の長等の損害賠償責 いて「普通地方公共団 責任(以下この条にお 一項の損害を賠償する 第二百四十三条の二第 住居手当、通勤手当、 しくは第二項の規定に よる給与(扶養手当、 一項若しくは第四項又

						項第二号	第百七十三条第一											
与(扶養手当、住居手をの他の法律による給	関する法律(昭和二十一般職の職員の給与に	、又は支給されるべき	いて在職中に支給され	となった行為を行った	の損害賠償責任の原因	通地方公共団体の長等	地方警務官 国から普	る数を乗じて得た額	じ、それぞれ次に定め	団体の長等の区分に応	官以外の普通地方公共	、次に掲げる地方警務	与年額」という。) に	共団体の長等の基準給	において「普通地方公	される額(次項第一号	定める方法により算定	る額として総務省令で
							(略)											
							1											
						項第二号	第百七十三条第一											
	関する法律(昭和二十一般職の職員の給与に	、又は支給されるべき	いて在職中に支給され	となった行為を行った	の損害賠償責任の原因	項第二号 通地方公共団体の長等	第百七十三条第一 地方警務官 国から普	額	定める数を乗じて得た	に応じ、それぞれ次に	公共団体の長等の区分	警務官以外の普通地方)に、次に掲げる地方	準給与年額」という。	方公共団体の長等の基	一号において「普通地	算定される額(次項第	令で定める方法により

	ુ	合について準用する。			
计特例区規則	第百六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場	治法施行令第百六十			
	观定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自	2 法第三十五条の規定は、			2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				乗じて得た額	
	数を乗じて得た額			れぞれ次に定める数を	
	、それぞれ次に定める			務官の区分に応じ、そ	
	方警務官の区分に応じ			に、次に掲げる地方警	
	。)に、次に掲げる地			給与年額」という。)	
	基準給与年額」という			て「地方警務官の基準	
	おいて「地方警務官の			額(次項第二号におい	
	れる額(次項第二号に			方法により算定される	
	める方法により算定さ			して総務省令で定める	
	額として総務省令で定			りの額に相当する額と	
	当たりの額に相当する			。)の一会計年度当た	
	除く。)の一会計年度			、これらの手当を除く	
	には、これらの手当を			給されている場合には	
	が支給されている場合			当又は寒冷地手当が支	
	任手当又は寒冷地手当			任手当、在宅勤務等手	
	当、通勤手当、単身赴			当、通勤手当、単身赴	

注 四月一日施行)。地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の関係箇所については、本政令案とは別の政令により所要の改正を予定。 地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)により、地方自治法「第二百四十三条の二」は「第二百四十三条の二の七」に改正(令和六年